

# 許 可 証

大和市環境第 255 号  
管理センター指令

大和市許可番号第 209 号

令和 8 年 3 月 31 日

株式会社日環  
代表取締役 岡村 篤秀 様

大和市長 古谷田 力



次のとおり許可します。

事業所又は営業所	所在地	大和市西鶴間5-15-14
	名称	株式会社日環 大和営業所
許可区分	<input checked="" type="checkbox"/> 一般廃棄物処理業 ( <input checked="" type="checkbox"/> ごみ <input type="checkbox"/> し尿 <input type="checkbox"/> その他 ) <input type="checkbox"/> 浄化槽清掃業	
収集、運搬及び処分の別	<input checked="" type="checkbox"/> 収集・運搬 <input type="checkbox"/> 処分 <input type="checkbox"/> 最終処分	
営業の区域	一般廃棄物収集運搬業許可申請書に添付の事業計画書に記載された営業の区域に限る	
営業許可期間	令和8年4月1日から令和10年3月31日まで	
許可条件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)、大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例(平成4年大和市条例第26号)、大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則(平成5年大和市規則第18号)及び大和市長の指示に従い適切に処理すること。	

【不服申立て等】

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、大和市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、大和市を被告として(訴訟において大和市を代表する者は大和市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間又はこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすること又は処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。